

2023 年認定事業主

株式会社足利銀行（宇都宮市）



プラス認定取組内容

① 制度

- ・未使用のままで消滅する年次有給休暇を 60 日を限度として積み立て、不妊治療や定期的な通院を要する傷病の場合に使用できる。
- ・不妊治療を受けるために休職を希望する従業員を対象に、最長 2 年間休職することができる。
- ・時間単位の年次有給休暇制度、フレックスタイム制及びテレワーク制度等、不妊治療のために利用できる各種制度が整っている。

② 方針・周知

- ・不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び①の制度について通牒、行内ビデオニュース、ニュースリリースで周知している。

③ 研修等

- ・全従業員に対し制度の内容と制度利用における注意点等についてビデオニュースによる研修動画を配信している。

④ 相談担当者の選任・周知

- ・相談担当者を選任し、行内イントラネットで周知している。

『全従業員のウェルビーイング実現に向けて』

企業のコメント

当行ではあらゆる人材が活躍できる組織を目指し、育児と仕事の両立支援制度の拡充を始めとする様々な取組を行ってきました。その中で、2023 年 4 月に「女性のキャリア形成基本方針」を制定し、ライフステージが変化する中でも安心してキャリアを繋ぎ、高い意欲を持って働いていくことを目標にしています。今回、この方針に基づく取組として、既存の休暇制度に加えて「不妊治療休職制度」を新たに制定しました。

当行は、今後も全ての従業員が活躍できる職場環境の整備とワークライフバランスを重視した諸制度の利用促進を図り、全従業員のウェルビーイング実現に積極的に取り組んでまいります。